

「指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令の一部を改正する省令案」に対する御意見の概要及び御意見に対する考え方

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	メールの送信又はインターネットを利用した情報の提供その他の方法であって、相手方が容易に閲覧できるものを、提供方法に追加する（省令第2条）ことについて賛成です。 一方で、経産省ウェブサイトに掲載中の「化管法 SDS 制度に関する Q & A」問 6（他社製造品を販売する際の SDS 及びラベルの作成・提供者）において、 【問 A 業者（製造業者）が化管法指定化学物質を製造し、B 業者（販売業者）が他の事業者販売しています。この場合、化管法に基づく SDS 及びラベルを作成・提供するのは A 業者、又は B 業者、あるいはどちらでも良いのでしょうか。 答 A 業者・B 業者ともに必要です。製品を譲渡（販売）する主体が化管法に基づく SDS の作成・提供及びラベルによる表示を行うこととなります。従って、A 業者（製造業者）は B 業者（販売業者）に製品を譲渡する際に、化管法に基づく SDS の作成・提供及びラベルによる表示を行い、B 業者が製品を他の事業者販売する場合には B 業者の名前で化管法に基づく SDS の作成・提供及びラベルによる表示を行うこととなります。】とされている事と不都合が生じないでしょうか。インターネットを利用して情報の提供を受けようとする事業者は、通常は当該製造品の製造者のウェブサイト等を確認するものと考えられます。	今般の省令改正において、SDS の提供方法が追加されておりますが、事業者の SDS の作成・提供及びラベルによる表示義務につきまして変更はありません。 事業者 A（製造業者）が作成した SDS をインターネットで提供した場合、事業者 B（販売者）は事業者 A（製造業者）が作成した SDS を確認した後、事業者 B は（販売者）が自社名で SDS を作成・提供することとなります。 なお、当省ホームページの QA については必要に応じて見直してまいります。
2	内容については妥当なものと思いますが、改正の際にはもう少し踏み込んだ理由の説明をお願いしたいと思います。また、法律の改正ならば国会での趣旨説明を検索すればいつでも理由を追跡できますが、省令の場合、改正からしばらく経つと、どのような理由で改正に至ったのか経緯	いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。

	がわからなくなり、問題点が見えづらくなります。出来れば、改正前後の条文と改正の趣旨をセットで容易に検索できるようにしていただきたいと思います。	
3	インターネットを利用した情報の提供が可能となれば、使用者は直接製造事業者等から情報を入手することが可能になる。また、各流通事業者がそれぞれの事業者名に書き換えられた SDS をインターネットに公開すると、使用者は本来と異なった流通ルートの SDS を入手してしまう可能性もある。SDS、ラベルともに、製造事業者、輸入事業者等が責任をもって作成、提供しているものなので、インターネットの利用を可とするなら、流通事業者には SDS 提供義務だけ残し、製造事業者の SDS 提供ページのリンクを容認し、流通事業者による書き換えなどは不要とすることができないか。さらに、流通事業者によるラベルの貼り替え、追加も廃止して、製造事業者の責任を明確化したほうが良いのではないか。	今般の省令改正において、SDS の提供方法が追加されておりますが、事業者の SDS の作成・提供及びラベルによる表示義務につきまして変更はありません。電子媒体を通じての具体的な提供方法等につきましては、当省ホームページの QA にて御案内する予定です。
4	本改正は一体誰のためのものか？ 化管法は、有害性のある物質の環境中への排出状況の把握と抑制を目的としているはず。 その為、当該化学物質の製造者や二次、三次製品の製造者に対して、製品中の含有量を明示する本省令（SDS 省令）が定められている。 現在のインターネットの普及等を鑑み、紙を原則とした配布方法にホームページ閲覧などの方法を追加するのは、妥当と思われる。 しかし、その提供方法には決定的に問題がある。 2 週間ほど遅れて公示された、安衛法に於ける通知方法の改正と見比べれば、経済産業省の大手の川上事業者だけを見た様な姿勢は火を見るより明らかである。 伝達方法に関する部分を要約すると、以下の通りである。 経済産業省：勝手にホームページに掲載さえすればよい。	化管法における SDS の提供につきましては、化管法第 14 条第 1 項において「指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等を他の事業者に対し譲渡し、又は提供するときは、その譲渡し、又は提供する時まで、その譲渡し、又は提供する相手方に対し、当該指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報を文書又は磁気ディスクの交付その他経済産業省令で定める方法により提供しなければならない」と規定しており、SDS の提供義務が提供元に課される点は従前から変更はありません。 今回の改正案は、SDS の提供の方法について、従来の方法に加え電子的手法での情報伝達を認めるものであり、SDS を提供する事業者がホームページ等に掲載したことだけをもって、指定化学物質等の譲渡・提供先に対して SDS を提供したことにはなりません。SDS をホームページ等に掲載

	厚生労働省：ホームページに掲載してある旨は最低限きちんと伝達するべし。 厚生労働省は、労働者の安全衛生を目的としているので、労働者（一義的には労働者を雇用している事業者）に情報がしっかりと伝わることを重要視し、何の連絡も無く掲載するだけという伝達形態をヨシとしていない。 その一方で経済産業省は、最終排出状況の管理は環境省であることもあり、自省の管轄である製造事業者の手間の軽減を見て、その部分の軽減措置という形で条文を作成している。 両省とも国家公務員である以上、本来向くべき相手は国民全体である。経済産業省が出した本省令案は一部事業者の便宜を図るだけの内容で、こうしたものを法案として提出する時点で、国民からの信頼を得るにはほど遠い存在になっているとしか言い様がない。	することにより提供する場合は、提供する相手方に掲載先を伝達する必要があります。 本改正によりサプライチェーン全体に適切な情報伝達がなされるよう関係者への周知に努めてまいります。
5	今回の改正案では「指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報（SDS）を容易に認識できる方法」で伝達すれば事足りるとされています。 しかし今回の改正によれば提供元に SDS 情報提供方法の伝達を義務付けないことにより極端な場合は、化学物質を譲渡された者が「容易に認識できる方法」は何であるかを自ら探し当てることが求められます。また最初は SDS が交付されたとしても、譲渡を受けた者は常に改定が行われないかを確認し続ける必要があり、情報の非対称性（提供者は改定情報了知しているが、譲渡を受けた者はいつ改訂されるか不明）より、あまりにも均衡を欠くと考えます。 何らかの方法で、化学物質の譲渡の際には SDS 伝達について提供者と被譲渡との合意の形成が求められると考えます。 また化管法ではこの様な情報の提供方法を認めるとしても、他の SDS 提供に関わる法令である労安法や毒劇法ではこの様な提供は認められま	化管法における SDS の提供につきましては、化管法第 14 条第 1 項において「指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等を他の事業者に対し譲渡し、又は提供するときは、その譲渡し、又は提供する時までに、その譲渡し、又は提供する相手方に対し、当該指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報を文書又は磁気ディスクの交付その他経済産業省令で定める方法により提供しなければならない」と規定しており、SDS の提供義務が提供元に課される点は従前から変更はありません。 今回の改正案は、SDS の提供の方法について、従来の方法に加え電子的手法での情報伝達を認めるものであり、SDS を提供する事業者は指定化学物質等の譲渡・提供先が容易に閲覧できない方法で SDS を交付した場合には SDS を提供したことにはなりません。例えば、SDS をホームページ等

	せん。事業者によっては誤った解釈で、SDS の伝達を怠る恐れがあり懸念されます。 省令改定にあたっては、（被譲渡人に SDS の入手方法及び改定等の情報が）確実に伝達されることを担保することを検討願います。	に掲載することにより提供する場合は、提供する相手方に掲載先を伝達する必要があります。 本改正によりサプライチェーン全体に適切な情報伝達がなされるよう関係者への周知に努めてまいります。
6	今般、化管法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）にかかる SDS の提供方法がデジタル化を踏まえて提供方法がより簡易になるように、事前の相手方の承諾が不要になったと理解しますが、SDS の提供においては当該法令以外にも、労働安全衛生法、毒物及び劇物取締法によって同様に義務付けられています。労働安全衛生法においては同様の内容のパブリックコメントが出されましたが、毒劇法についても足並みを揃えて改正しないと SDS の実質的な提供の促進はないと考えます。3 法の足並みを揃えての SDS 提供方法の見直しをお願いします。	いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。
7	化管法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）に事業者の SDS の交付義務が書かれていますが、電子メールの送信などでは一方的な提供になります。相手方が SDS を受け取ったかの否かの確認は必要なくなる、ということでしょうか？ またインターネットを使用した場合は事業者のホームページに掲載する方法が考えられますが、受け取り側がサイトに見に行かない限り、SDS の入手はできないことになるので、SDS は取扱事業者の交付義務ではなく、受け取る相手方の入手義務へ変更されるということでしょうか？	化管法における SDS の提供につきましては、化管法第 14 条第 1 項において「指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等を他の事業者に対し譲渡し、又は提供するときは、その譲渡し、又は提供する時までに、その譲渡し、又は提供する相手方に対し、当該指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報を文書又は磁気ディスクの交付その他経済産業省令で定める方法により提供しなければならない」と規定しており、SDS の提供義務が提供元に課される点は従前から変更はありません。 今回の改正案は、SDS の提供の方法について、従来の方法に加え電子的手法での情報伝達を認めるものであり、SDS を提供する事業者は譲渡先が容易に閲覧できない方法で SDS を交付した場合には SDS を提供したことにはなりません。例えば、SDS をホームページ等に掲載することにより提供する場合は、提供する相手方に掲載先を伝達する必要

		があります。本改正によりサプライチェーン全体に適切な情報伝達がなされるよう関係者への周知に努めてまいります。
8	「「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案」に関する意見募集」（案件番号 495210438）に示されている「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案（概要）」では、「イ SDS 等による情報伝達の強化」の中で「SDS による通知の方法として、相手方の承諾を要件とせず、電子メールで送信することや、当該事項が記載されたホームページのアドレス（二次元コードを含む。）を伝達すること等による通知を新たに認めることとする。」とある。 今回の SDS 省令の一部改正における「指定化学物質等を譲渡し、又は提供する相手方が容易に閲覧できる」方法として、SDS を掲載するホームページにリンクする二次元コードを製品に記載することで情報伝達の要件を満たしていると理解してよろしいか。 また、農薬工業会では、農薬製品（農薬取締法で登録されているもの）を事業者である農家が購入する際に、販売事業者（農薬小売店）から農家に SDS 情報が確実に提供されるように、製品ラベルに化管法 SDS 情報を記載するとの方針で「農薬容器表示要領」を定めて会員各社で運用している。具体的には、製品ラベルに化管法 SDS 情報で要求される「含有指定化学物質の第一種又は第二種の別、物質名、含有率等」及び、それら以外に製品の性状及び取扱いに関する情報（これらは農薬取締法において容器に表示することが義務づけられている）を記載することとしている。今後、本案件が施行された場合、SDS 情報が記載されたホームページのアドレス（二次元コードを含む。）を製品ラベルに記載することにより、従来の化管法 SDS 情報、すなわち「含有指定化学物質の第一種又は第二種指定化学物質の別、物質名、含有率等」を製品ラベルに記載せず、また特段文書による SDS 情報の提供がなされなくても、製造事業者、販売事業者、小売店、使用者（農家）へのサプライチェーン全体に	提供先が SDS を容易に閲覧できることを、提供元の責任で担保できる場合においては、SDS の二次元コードを物品に添付する方法により、物品と同時に SDS を提供することを妨げません。

	わたり、切れ目ない SDS 情報の提供がなされていると考えてよろしいか。	
9	安衛法に基づく表示・文書交付制度では、「主として一般消費者の生活の用に供するための製品」は表示・文書公布の対象外となっており、「医薬品医療機器等法に定められている医薬品、医薬部外品、化粧品」や「農薬取締法に定められている農薬」が明示されている。 一方、化管法においては経済産業省 HP の Q&A において「化管法に基づく SDS の提供及びラベルによる表示をしなくてもよい製品」として「主として一般の消費者の生活の用に供される製品」とされているものの医薬品や農薬とは明示されていない。農薬の場合、使用農家も事業者であり、ラベルによる表示をしなくてもよい製品であるかの解釈が曖昧となることから、Q&A もしくは解説パンフレット等で明示をしていただきたい。	化管法における SDS やラベル表示の対象事業者及び製品については、当省ホームページの QA に以下のとおりお示ししています。 URL : https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/qa/3.html#q1 問 1 （事業者の要件）、問 18 （製品の除外要件）、問 19 （製品の用途による除外規定）を御参照ください。
10	電子メールを利用する場合は、送信及び受信について、TLS での保護（SMTPoverTLS、STARTTLS）が行われるものである事について要件とすべきと考える。（そうでなければ盗聴及び改竄が容易に行われうるので。）やや確認が難しい条件であるが、総務省が法定の電気通信事業者の電子メール役務について基本としてその条件が満たされるように指導を行い（そもそも本来的には個人情報保護法及びサイバーセキュリティ基本法、そしてそれらを踏まえた上での電気通信事業法関連法令等から義務的であるはずなのであるが。しかし総務省は自らの懈怠によって日本において電子メールの利用が広く問題あるようにしているのである。日本においての電子メールの利用はかなり危険なものである。（なお、この事によって、行政の事務にも大いに悪影響が出ているはずである。）、国内の全ての電気通信事業者で一般に電子メールが（相手が対応していれば）TLS での保護が行われるようになるまでは、個別に確認を行うようにすべきと考える。	いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。